

# 共助型船員育成スキーム実施規程

令和4年5月19日 第651回 理事会承認

## (目的)

第1条 本スキームは、日本内航海運組合総連合会（以下、「総連合会」という。）の会員たる海運組合及び海運組合連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員（以下、「組合員」という。）に対し、組合員間の共助による在籍出向を活用した船員育成の場を提供し、船員育成の促進を行うことにより、内航輸送の安全及び安定供給を図ることを目的とする。

## (事業)

第2条 総連合会は、前条の目的を達成するため、組合員間で在籍出向を活用して実施する船員育成について、違法な労務供給事業ではないことを審査し、本規程に従って適正な船員育成が実施されることを条件にスキームに対する認定を与える。

2. 総連合会は、前項で認定を与えた船員育成について、その実施結果について審査し、適正に行われていることを監督する。

## (用語の定義)

第3条 この規程において、「共助型船員育成」とは、総連合会の組合員間において共助で行われる在籍出向を利用した船員育成をいう。

2. この規程において「委託組合員」とは、他の組合員へ、自社の雇用する船員の育成を委託する事業者をいう。

3. この規程において「受託組合員」とは、委託組合員からの船員育成の依頼を受け、自社の配乗行為を行う船舶（以下、「受託船舶」という）において船員育成を実施する事業者をいう。

4. この規程において「育成対象船員」とは、受託船舶にて育成される委託組合員が雇用する船員をいう。

5. この規程において「認定委託組合員」とは、本規程に基づき船員育成の認定を受けた委託組合員をいう。

## (申請資格者)

第4条 申請資格者は、自社の配乗する船舶において船員育成を行うことが困難であり、当面の間、船員育成を行うことが可能な船舶の建造を行う予定のない者であり、総連合会の行う労務管理責任者講習を受講し修了試験に合格した者を労務管理責任者として選任している組合員であることとする。

ただし、次の組合員は、申請資格者から除外する。

一 総連合会の規程及び船員法及び船員職業安定法等の法令に違反している者。

二 総連合会の規約に基づき納付を必要とする賦課金等のうち、当該組合員が納付しなければならないものがある場合にその未納者。

2. 申請資格者は、自社が配乗する船舶があり、育成対象船員の育成後における職場を有していることとする。

## (対象となる船員及び育成期間)

第5条 総連合会の行う共助型船員育成の対象は、以下の対象者及び期間とする。

一 第一種船員養成施設を卒業又は修了後、初めて乗船する海技士資格を有しない者については、6か月以内（休暇を除く実乗船期間、以下同様）。

二 第一種船員養成施設の卒業又は修了後、初めて乗船する海技士資格（履歴限定）を有する者にあつては、6か月以内。

- 三 海技士資格を有する中途採用者に関しては採用後、初めての雇入れから3か月以内。
  - 四 海技士資格を有し船長・一等航海士・機関長の職長に就くための育成期間については1か月以内。
2. 前項における船員育成期間については、天候等の理由により下船が遅れるなど、やむを得ない理由で乗船期間が延長された場合を除くこととする。

(共助型船員育成の実施条件)

第6条 総連合会の行う共助型内航船員育成は、以下の条件で行われるものとする。

- 一 育成対象船員の船員保険の付保及び給料及びその他の報酬の支払いを出向元である委託組合員が支払うこと。
  - 二 育成対象船員の雇入れ及び雇止め手続きを出向元である委託組合員が行うこと。
  - 三 育成対象船員を船員法に基づく安全最少定員外で配乗させ、受託船舶の定員として職務(労務)に就かせないこと。
  - 四 受託組合員は、総連合会の行う労務管理責任者講習を受講し修了試験に合格した者を労務管理責任者として選任すること。
  - 五 育成対象船員の労務管理を受託組合員が適正に行うこと。
  - 六 育成期間中の事故や船員災害等のトラブルに関しては両者間で解決すること。両者で解決しない場合は日本海運集会所に仲裁を求めること。
2. 受託船舶は、以下の設備等が確保されていること。
- 一 育成対象船員人数分の船員室が確保されていること。
  - 二 船員育成を行うための育成計画及び教材が確保されていること。
  - 三 育成期間中の事故や船員災害に対する有効なP&I保険等が付保されていること。

(認定申請)

第7条 申請は、委託組合員が行い、次の書類を添え、所属組合経由で総連合会宛に提出するものとする。

- 一 認定申請書(様式1)
- 二 受託船舶届(様式2)
- 三 誓約書(様式3)
- 四 委託組合員の配乗船舶明細(様式4)
- 五 船員育成実施条件に関する合意書(様式5)
- 六 船員育成計画
- 七 受託船舶全乗組員の直近1か月における労務管理記録簿の写
- 八 受託船舶における以下の労使協定書(労使協定を結んでいない場合は除く)の写
  - イ 時間外労働に関する労使協定書
  - ロ 休息時間の分割(回数増加)に関する労使協定書
  - ハ 休息時間の分割(最長時間の短縮)に関する労使協定書
  - ニ 補償休日の労働に関する労使協定書

(申請受付期間及び交付期限)

第8条 申請受付期間は、船員対策委員会の行われる月の前月20日までとする。ただし、当該締切日が土日祝日に当たる場合は、その締切日の直前の平日とする。

(認定決定通知書)

第9条 総連合会は、提出書類に基づき船員対策委員会で審査を行い、理事会の承認を経て認定を決定し、当該理事会終了後1週間以内に所属組合経由で様式9により当該組合員宛通知する。

(開始申請)

第10条 本スキームの認定委託組合員が実際に船員育成を行う場合は、実施の10日前までに、次の書類を添え、総連合会に申請するものとする。

- 一 育成開始申請書(様式6)
  - 二 育成対象船員の船員手帳の次のページの写
    - イ 船員手帳番号記載のページ
    - ロ 第1ページ及び第2ページ
    - ハ 雇入又は雇止の受理印のある最後のページ(当該船員手帳で初めての雇入手続きの場合を除く)
  - 三 育成対象船員の船員保険被保険者証の写
2. 総連合会は、前項の申請を受けた場合、認定した内容と間違いが無いことを確認する。
3. 総連合会は、第1項の申請結果に間違いが無い場合、確認を示す承認印を押印し、申請者に返送する。
4. 認定委託組合員は、育成対象船員の雇入れを行う際、運輸局等に前項の承認印が押印された申請書を提示すること。

(実施報告)

第11条 本スキームの認定委託組合員が船員育成を行い、その育成期間が終了した場合は、終了から1か月以内に、次の書類を添え、所属組合経由で総連合会宛に報告するものとする。

- 一 育成報告書(様式7)
- 二 育成対象船員の船員手帳の次のページの写
  - イ 船員手帳番号記載のページ
  - ロ 第1ページ及び第2ページ
  - ハ 雇入又は雇止の受理印のある総てのページ
- 三 受託船舶全乗組員の育成期間における労務管理記録簿の写
- 四 育成対象船員の育成期間における賃金台帳の写
- 五 育成対象船員の船員保険被保険者証の写

(認定更新申請)

第12条 認定内容の更新を行う組合員は、認定有効期限の直前の審査の申請受付期間内に、第7条に準じ、必要書類を提出すること。

(認定有効期限)

第13条 認定の有効期限は、認定決定通知書の発効日から2年間とする。

(認定の取り消し)

第14条 認定委託組合員が、以下の各号に該当することが判明した場合は、本スキームによる認定を取り消し、以後2年間、本スキームへの新規申請は認めないこととする。

- 一 不正申請及び不正実施(労務供給事業に該当する場合など)が判明した場合
  - 二 認定期間中、船員の労務に関する船員法等の処分を国から受けた場合
2. 総連合会は、本スキームによる認定の取り消しを行った場合は、速やかに国土交通省海事局船員政策課(以下、「国」という)に報告する。

(船員育成効果の検証)

第15条 本スキームにより船員育成を実施した組合員は、育成対象船員の在籍の有無等について、育成後3年間、各年度終了後30日以内に、育成経過報告書(様式8)を総連合会へ提出しなければならない。

(国への報告・個人情報の取扱い)

第16条 国が船員法及び船員職業安定法等に抵触することがないことを確認することを目的として本スキームに申請した情報の開示を求めた場合、総連合会は、必要な情報を開示する。

2. 総連合会は、各年度終了後3か月以内に、国に対して前年度に関する実施内容を報告する。
3. 本スキームの申請を行う委託組合員は、個人情報の取扱いについて、第1項及び前項に承諾の上、申請を行うこと。

附 則 (令和4年5月24日)

(施行期日)

このスキームは、令和4年5月24日より実施し、その後初めて行われる総連合会船員対策委員会に提出された申請から適用する。